

日本一の麺文化を活用した地域活性化イベント企画運営業務委託 要求水準書

1 委託業務名

日本一の麺文化を活用した地域活性化イベント企画運営業務

2 目的

山形市は、現在、総務省家計調査における中華そばの1世帯あたりの支出額（単年）が3年連続日本一であり、「ラーメンの聖地、山形市」を宣言し、ラーメンをきっかけとした地方創生の実現を目指している。また、日本そばにおいても、上位に位置しており、「寒ざらしそば」や「天保そば」など四季折々のそばが楽しめる地域である。こうした多種多様な本市の麺文化を首都圏において発信し、提供するイベントを開催することで、本市の麺文化を広くPRし、本市への観光誘客を促進させ、地域経済の活性化を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

(1) 日本一の麺文化を活用した地域活性化イベントの開催

ア 会場

豊島区立中池袋公園【1,785.97m²】(東京都豊島区東池袋1-16-1)

※会場の詳細については、別紙1「中池袋公園利用規定」のとおり。

イ 日時

(1) 会場準備・設営

令和8年3月3日（火）午前 9時から（予定）

(2) イベント実施

令和8年3月4日（水）午前10時から午後8時まで（予定）

令和8年3月5日（木） 同上

令和8年3月6日（金） 同上

令和8年3月7日（土）午前10時から午後3時まで（予定）

(3) 会場撤去

令和8年3月7日（土）午後 8時まで（予定）

※上記日時に係る会場の仮申込みは市において実施済みであるが、詳細な時間等においては、提案内容を踏まえ最終申込の際に変更することができる。

ウ 業務内容

(1) イベントの開催及び運営

① イベントタイトル

・「2 目的」に掲げる目的に即したイベントタイトルを設定すること。

② 会場設営における基本事項

- ・本業務の会場設営に伴う給水、排水及び電気等必要な設備等を整備すること。
- ・飲食物の提供を行う調理施設については、豊島区保健所から食品衛生法上の食品営業許可が得られるよう、給排水設備やシンク、ガス等の設備を整備すること。
- ・会場内で出る調理に伴う汚水の処理は、グリストラップ等を設置した上で、シンクと排水設備を管で直接接続して会場内の排水設備へ汚水を流すものとする。なお、左記対応が困難な場合は、排水タンクを設置する等して処理すること。
- ・工作物の設置に際しては、公園利用者及び周辺通行者の安全に配慮するとともに公園施設を破損しないよう必要な措置を講じること。
- ・設備等の整備に際しては別紙2「中池袋公園内設備詳細図」を参照すること。

③ 出店者選定における基本事項

- ・下記⑤を除くラーメン、日本そばを調理・提供する出店者は山形市が選定する。
- ・山形市が選定する出店者は1日あたりラーメン2店舗、日本そば1店舗の計3店舗とする。
- ・山形市が選定した出店者に対して、下表に定める出店準備費用を本業務の中で受託者が支払うこと。

出店期間	出店準備費用（1店舗あたり）
2日間	4万円
4日間	8万円

- ・その他の出店者は、受託者にて選定すること。

④ ラーメン及び日本そばの販売に必要な施設の整備

- ・ラーメン、日本そばを提供することができる同規格の施設を3店舗分設置すること。ただし、本業務の目的に資すると判断される場合は、それ以上の施設を設置することを妨げない。
- ・調理施設は、プレハブ等の仮設店舗とする。
- ・その他必要な備品等の調達をすること。

⑤ 関連物産等の販売

- ・関連物産等販売の出店者数は、最少1店舗とし、それ以上の店舗数を選定することを妨げない。販売するものは、本市の麺文化に関連する物産等のほか、本市の麺文化のPR、来場者数やラーメン・日本そば提供数の増加等に資するものであること。

⑥ 芋煮鍋によるラーメンの提供

- ・直径1.3m程度の芋煮鍋を使用し調理したラーメンの提供を行うこと。
- ・提供については、有償とすることを妨げない。その場合、委託料の精算は行わない。

⑦ 飲食スペースの設置

- ・会場内に飲食スペースを設けること。
- ・会場内にテーブル及びイスを設置し、100人程度が飲食できるスペースを準備すること。なお、立食とすることを妨げない。
- ・飲食スペースにおいては公園の汚損防止のため地面をシート等で被うなどの養生を行うこと。

- ・雨天時等に対応するため、飲食スペースにテント等を設置することを妨げない。

⑧ 出店者との調整

- ・イベント会場において、スムーズな運営が行えるよう山形市が選定した出店者と事前準備を含め必要な調整を行うこと。

⑨ 山形市P R ブースの設置

- ・最小1.5間×1間のテント1張、180cm×45cmの長テーブル3台及びイス6脚を準備すること。
- ・テントに照明及び電源を備えること。
- ・本P R ブースは、市において運営を行うものとする。

⑩ チケットの発券

- ・ラーメン及び日本そばの販売については、チケット制とすることから、その発券から山形市が選定した出店者への精算までを行うこと。なお、精算に際して販売手数料等は差し引かないものとする。
- ・会場内への発券所の設置など発券業務に必要な体制を整えること。
- ・売上増進や混雑緩和など効果的なチケットの販売形態について設定すること。なお、キャッシュレス決済の導入を妨げないが、決裁手数料は受託者の負担とする。
- ・チケットの事前販売を妨げないが、キャンセルや未使用のチケット代金の精算方法について明らかにすること。
- ・チケットの販売、精算に対し山形市は一切の責任を負わないものとする。

⑪ 会場案内

- ・来場者が会場の情報を把握できるよう、会場レイアウト図や会場案内の看板等を作成し、設置すること。

⑫ 夜間照明

- ・イベント期間（設営・撤去を除く）夜間については、夜間スポット照明（別紙1「中池袋公園利用規定」参照）を行うものとし、その費用については本業務の中から支払うものとする。

⑬ 会場内清掃等

- ・適宜、会場内の清掃を行うこと。
- ・会場内にゴミ捨て場を設置し、ラーメン等の食べ残しも含め、適切にゴミの収集、分別及び処理を行うこと。

⑭ 警備・スタッフの配置

- ・会場設営から会場撤去までの夜間を警備する人員を配置すること。
- ・会場及び来場者を整理するなど必要な運営スタッフを配置すること。

⑮ 各種許認可等の申請及び届出

- ・次に掲げる各種許認可等の申請及び届出を行うこと。
 - 食品営業許可
 - 露店等の開設届出
 - 排水処理等の相談及び許可申請

d その他、必要な許認可等の申請及び届出等

⑯ その他

- ・会場の使用にあたっては、別紙1「中池袋公園利用規定」を遵守すること。

参考URL：<https://hareza-ikebukuro.com/media/?value=space1>

- ・会場申込及び会場占用料等の支払は受託者が行い、本業務の中で行うこと。

⑰ 広報・情報発信

① チラシの作成・配布

- ・イベント及び山形のラーメンを首都圏へ広くPRするチラシ（A4／片面カラー）をデザイン・作成すること。提案者が想定するチラシの設置・配布場所等に応じて、必要部数を作成すること。なお、市が設置・配布するものとして200部準備すること。
- ・作成したチラシの電子データを活用し、市で運用するSNS等でPRを行うため、当該データを市へ提供すること。なお、作成するチラシデータは本業務とは別に今年度実施予定の「首都圏でのやまがたラーメンのPR広告」においても使用する。

② LED広告入稿データの作成

- ・ハレザビジョンX面（別紙3「ハレザビジョン」参照）で使用する上記①のチラシと親和性のある入稿データを作成し、納品すること。

③その他

- ・イベント開催を広くPRするため、上記チラシの作成・配布以外に効果的な広報手段があれば実施すること。

5 工程管理

業務実施からイベントの終了までのスケジュールを定めること。

6 成果品の提出

上記4の業務内容について、実施報告書を作成し提出すること。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令等に基づき十分留意すること。
- (3) 業務履行にあたっては、本市担当職員と十分協議を行うとともに、その進捗状況に合わせて定期的に打合せを行うものとする。

8 その他業務遂行における注意事項

- (1) 受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務によって得られた成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、第三者に帰属するものを除き、市に帰属する

ものとする。また、受託者は、あらかじめ市から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。なお、受託者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、市が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

(3) この要求水準書に定めのない事項及び疑義があるときは、市と協議の上決定するものとする。